

■地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業Q&A

1. 全般について	Q.1	本事業の申請者である「地方公共団体」とは何を指しますか。	A.1	本補助金の交付を申請できる「地方公共団体」は、市町村及び特別区となります。その他、地方公共団体の組合、財産区、独立行政法人、第三セクター企業、公益法人、非営利団体などは申請者となることができません。
	Q.2	申請から交付決定までの程度期間を要しますか。	A.2	審査委員会を経て、5月下旬以降順次決定します。
	Q.3	本補助事業の総予算はいくらですか。	A.3	予算総額は8.57億円です。
	Q.4	事業成果等の公表について予定していますか。	A.4	本事業で実施した事業の成果等については、ホームページ等で公表することがあるため、当機構や環境省から求めがあった場合にはデータの提出等にご協力願います。
	Q.5	事業の翌年度への繰り越しについて認められますか。	A.5	本事業は平成29年2月末日までに事業完了するもののみを対象とします。繰り越しは認められないのでご注意ください。
	Q.6	地域別の採択件数は決まっていますか。	A.6	決まっていません。事業の採択については、審査委員会が定める審査項目の評価に沿って決定されることになります。
	Q.7	波及効果とは具体的にどのような内容となりますか。	A.7	例えばイベントの実施により取組を呼び掛けた人の人数やメディア展開による視聴率(概算の人数換算含む)など、普及啓発活動の概算規模(延べ人数等)やCOOL CHOICE賛同数などをお示しいたします。
	Q.8	審査の選定は応募順でしょうか。また、補助金の採択基準や評価ポイントはありますか。	A.8	審査は、全ての応募を受理した後に、審査基準に基づき行います。先着順ではありません。
2. 契約について	Q.1	補助金の交付決定前に実施した事業は対象となるか。	A.1	補助金の交付決定後でなければ、補助対象にはなりません。
	Q.2	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。	A.2	交付規程(案)第8条第五号を参照ください。 ○ 第8条第五号 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りではない。
	Q.3	応募にあたっての添付資料で見積書が求められていますが、相見積が必要ですか。	A.3	応募時は必須としません。しかし、採択後の発注には、競争原理が働く契約により最適な業者を選択下さい。
	Q.4	普及啓発のため、外部の専門家に省エネルギー効果の説明を求めた場合に発生する費用は補助対象ですか。	A.4	補助対象となります。ただし、内部の勉強会等において、外部の専門家を呼んだ場合の費用等は補助対象外となります。
3. 補助対象等について	Q.1	年間に亘る普及啓発活動とは、1回だけのイベントは対象外となりますか。	A.1	当該活動が全体計画の中に位置づけられており、当該活動を通じて地域における自発的な地球温暖化対策への取組が促進されることを見込まれるものであれば対象となります。イベント開催回数のきまりはありませんが、普及啓発活動の持続性が重要と考えます。
	Q.2	補助対象経費の範囲はどこまでですか。	A.2	本事業の目的に沿った普及啓発事業となります。(ア)普及啓発に要するパンフレット、チラシなどの広報ツール、動画等の作成 (イ)イベント、セミナー等の開催 (ウ)地域メディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌)の活用や地元広報誌への掲載等。
	Q.3	省エネ機器への買い替えは補助対象となりますか。	A.3	事業の普及啓発が目的となるので、省エネ機器の購入は対象になりません。
	Q.4	CO2吸収源対策となる植樹、藻場の再生等の活動については、補助対象となりますか。	A.4	本事業は、CO2排出削減促進事業を対象とするものです。CO2吸収源対策となる植樹、藻場の再生等の活動については、補助対象となりません。
	Q.5	従前から実施している普及啓発事業を継続する場合は、補助対象となりますか。	A.5	従前からの事業が市町村長等の宣言や議会決議などに基づいて実施されている場合は対象となります。ない場合は新たに市町村長等に宣言等を実施していただく必要があります。
	Q.6	宣言等に盛り込むべき視点、対象となる取組の範囲如何。	A.6	公募要領別表第1に記載されている取組の他、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組、省エネ対策(例えば節電アクションやライトダウンなど)は対象になるものと考えています。
	Q.7	普及啓発活動に必要な物品(パソコン、プロジェクター等)の取得は認められますか。	A.7	取得は認められません。当該物品がないと事業の実施が不可能な場合は、当機構に相談してください。
	Q.8	他の市区町村と連携して行う事業については対象となるか。その場合の補助区分はどうなりますか。	A.8	他の市区町村と連携して行う事業については、全体計画とともにそれぞれの経費負担区分を明確にし、それぞれ申請を行ってください。
	Q.9	事業実施に際して実行委員会などを立ち上げた場合、その機関に対する負担金は補助対象となりますか。	A.9	負担金については用途が特定できないため補助対象外となります。
4. その他	Q.1	イベント事業を実施する場合、動員数などの縛りはありますか。	A.1	動員数の縛りは設けていません。
	Q.2	他の補助金又は民間団体からの助成を受けて実施する事業については、補助対象となりますか。	A.2	本事業と他の助成事業との費用区分が明確にできる場合は対象となり得ます。
	Q.3	補助対象経費の下限額はありますか。	A.3	下限は設けていません。
	Q.4	補助金を概算払いでもらうことは可能ですか。	A.4	原則精算払いが基本となります。
	Q.5	複数の事業(宣言等)に応募することは可能ですか。	A.5	可能ですが、わかりやすく参加しやすい取組を地域に定着いただくことが重要であると考えています。
	Q.6	補助要件である市町村長等の取組の宣言や議会議決等により地域の地球温暖化対策・施策としての位置づけを明確にすることとあるが、具体的にはどういったものですか。	A.6	宣言の内容については公募要領をご参考いただければと思いますが、具体的には、報道機関へのプレスリリース、ホームページ上での発信などで取組を明確にすることが条件となります。
	Q.7	事業のうち、何%以上の外部委託は事業として認められないなど制限はありますか。	A.7	制限はありませんが、地方公共団体が先頭に立ち、地域の住民や各種団体と連携し、自主的な取り組みを促すものである必要があります。
	Q.8	広告料(例えば、販促品(ノベルティ)や新聞、ラジオ、テレビ等により広告をする場合の経費)は補助対象とならないのですか。	A.8	新聞、ラジオ、テレビ等により広告をする場合の経費については補助対象となりますが、販促品(ノベルティ)については補助対象外となります。
	Q.9	継続事業が認められますか。	A.9	本事業は、単年度事業となりますが、次年度以降、申請を拒むことはありません。より効果的な普及啓発活動につながるよう工夫をしていただければと思います。
	Q.10	宣言等の時期は交付決定前でなければなりませんか。	A.10	宣言等の時期は交付決定前でなければなりません。